

2016年6月20日

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート5月

<インドでの最近の動向>

日本政府、インドのインフラプロジェクトに関して 21億5千万米ドルの貸付けを約束

日本政府は、貨物輸送鉄道の敷設に関する Dedicated Freight Corridor Project を含む、5つのインフラ開発プロジェクトに対して 21億5千万米ドル（2422億円）規模の貸付けを約束した。貸付けは、政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）としての実行となり、Dedicated Freight Corridor Project のほかに、マディヤ・プラディッシュ州の送電システム強化に関するプロジェクト、オリッサ州の公衆衛生改善プロジェクトなどが含まれている。

電子製造に関する優遇申請について 9.1億米ドル分の承認を付与

通信情報技術省内の電子および情報技術庁は、修正特別インセンティブパッケージスキーム（M-SIPS: Modified Special Incentive Package Scheme）において、9.1億米ドル分の申請に対して承認した。当スキームは電子製造拠点を設置する非公開会社への財務的支援が想定されている。政府はインド全土において 28 の電子製造クラスター（EMCs: electronics manufacturing clusters）および共通のファシリティセンター（CFCs: common facility centres）に対して最終承認および仮承認を発行した。

インド準備銀行、インフラセクターに関する ECB 規定を簡素化

インド準備銀行（RBI: Reserve Bank of India）は、銀行以外の金融機関（NBFC）を含めて、平均償還期間が5年間の対外商業借入れ（ECB: External Commercial Borrowings）の増額を承認した。当該借入れはヘッジを条件に、自動承認ルート上の個別の借入限度額が 7.5億米ドルとなった。インフラセクターに関する NBFC は従前より ECB の実行が許可されていたが限定的であり、また合計金額が年間 2億米ドルに制限されていた。

E コマースに関する 100%外国直接投資が許可

政府は、現状、インドにおいて既に運営されている E コマースビジネスの会社を合法化するための措置として、のいわゆる「マーケットプレイス」と呼ばれる物品およびサービスのオンライン上での小売りに関して 100%外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）での投資を自動承認ルートとして許容した。新規制では、マーケットプレイスにおいて、グループ会社やベンダーでももとの販売価格から 25%のディスカウントや上限を設定することを禁止している。なお、従前はビジネスからビジネス（B to B）における E コマースは 100%外国直接投資を容認していたが、ビジネスから消費者（B to C）に関しては容認されていなかった。

政府、国家水文学プロジェクトを承認

政府は、5.5 億米ドル以上を支出する多目的の国家水文学プロジェクト（NHP: National Hydrology Project）を承認した。当プロジェクトはリアルタイムの洪水情報および貯蔵所調整の開発、そしてインド全体をカバーすることを目指し、降雨気象データの照合および管理を通して、流域集水地域アプローチにより、画一的な水資源管理を容易にすることが予定されている。

テランガナ州、情報伝達技術ポリシーを発布

テランガナ州は、同地域内のスタートアップの促進を特に掲げたイノベーションポリシーを発布した。州政府は、今後 5 年間で 1 百万平方フィートのスタートアップに特化したワークスペースを開発することが予定されている。この 3 分の 1（約 30 万平方フィート）は、900 のスタートアップが居住する T-Hub の第 2 期として開発される。テランガナ州は、官民パートナーシップ（PPP）モデルにより、プラグ・アンド・プレイのワークスペースの構築のため、20 の世界のアクセラレーター、インキュベーターとパートナーシップを締結することを計画している。

政府、カルナタカ州内の 2.5 億米ドルの高速道路プロジェクトを承認

政府は、カルナタカ州の国道 63 号線上のホスペット・ベラリ・カルナタカとアンドラ・プラディッシュ州との境界において 4 車線の開発するため、旗艦道路建設プログラム（NHDP: National Highways Development Project）のもとで、2.5 億米ドルの高速道路プロジェクトを承認した。これは NHDP の第 4 期で、本承認は EPC（engineering, procurement and construction）を基礎としており、道路の全体の長さは約 95.4km である。

政府、外国企業のインドでの支店オフィス設置に関する承認の簡便化

外国企業により事業活動の円滑化を促進するため、政府はインドでの支店オフィス、駐在員オフィス、プロジェクトオフィス設置の承認プロセスを簡便化した。なお、防衛、通信、私的警護、情報および放映、NGO セクターに関しては、インド準備銀行の事前の承認のもと一定の銀行を通してこれらの拠点の設置許可がなされる。

<インドの規制環境>

間接税の種類

インドには多くの種類の間接税が存在しており、これはインドでの事業活動を複雑化させる一因となっている。このためインドでのビジネスを検討するうえでは、各取引において課される間接税がどの程度なるかはあらかじめ把握しておくことが望ましい。

税金名	当局	税率	概要
関税（Custom Duty）	国税	BCD: 10%など CVD: 12.5%など SAD: 4%	インド国内業者の輸入時に課税される。なお、基本関税（BCD: Basic Custom Duty）、相殺関税（CVD: Countervailing Duty）、追加関税（SAD: Special Additional Duty）などがあり、相殺関税はインドにおける物品の生産製造に対して課される物品税に代わる関税であり、SAD は州付加価値税に代わる関税である。

州付加価値税 (VAT: Value Added Tax)	各州	12.5%など	同一州内の物品の取引に対して課税される税金である。
中央売上税 (CST: Central Sales Tax)	CBEC	2%または 12.5%など	異なる州間の物品の販売に対して課税。仕向け先での製品加工に使用される場合は2%。その他は売り手側の州 VAT と同率。
物品税 (Excise duty)	CBEC	12.5%	インドにおける物品の生産製造に対する課税。製造製品の出荷時に課税される。
サービス税 (Service Tax)	CBEC	12.5% 実効税率：15%	サービスの提供に対して課税
印紙税 (Stamp duty)	各州	-	資産の譲渡等に対して課税
入境税 (Entry tax)	各州	-	使用・消費・販売を目的とした州内・自治体への商品の入域に対して課税 (州により、また商品によっては、VAT 相殺可)。購入者が納税。
入市税 (Octroi)	各州・市	-	使用・消費・販売を目的とした特定区域への商品の入域に対して課税 (VAT 相殺不可)
研究開発税 (R&D cess)	CBEC	5%	インドへの技術輸入に対す輸入者への課税。

間接税のクレジット

インドの間接税においても納税する金額は、販売時に受け取った税金から購入時に支払った税金を控除して算出され、これは日本の消費税等と同様のコンセプトである。このような購入時に支払った税金を控除できる仕組みを間接税のクレジットと呼ばれている。インドでの国内取引においては、物品の流通に関して物品税および州付加価値税が通常課税され、サービスの授受に関してはサービス税が通常課される。その他の間接税の多くは各州の規制のもとで課税される。ここでは物品税、州付加価値税、サービス税に関してクレジットの仕組みを説明する。

① 物品税

物品税はインドにおける物品の生産製造に対して課される税金であり、原則として製造業者が支払う。また、相殺関税についても上述のとおり物品税と同様の趣旨から課される税金であり、物品税と相殺することが可能である。

物品税の登録には輸入業者、取引業者、製造業者の3種類が存在しており、本登録をした場合のみ適格業者として物品税のクレジットを保持することが可能となる。なお、輸入業者、取引業者は相殺関税の支払い等により取得した物品税のクレジットを製造業者に移転できるのみであり、実際に物品税のクレジットを利用することはできない。

② 州付加価値税および中央売上税

州付加価値税は物品に関して同一州内での取引に課される税金であり、中央売上税は物品に関して州を超えて取引が行われた場合に課される税金である。州を超えて物品を購入した際には中央売上税を支払うことになるが、支払った中央売上税はクレジットとして利用できないため留意することが必要である。両社の相殺関係は次のとおりである。

州付加価値税と中央売上税の相殺関係

- ・ 購入時に支払った州付加価値税：販売時の州付加価値税と相殺可能
- ・ 購入時に支払った州付加価値税：販売時の中央売上税と相殺可能
- ・ 購入時に支払った中央売上税：販売時の州付加価値税と相殺できない
- ・ 購入時に支払った中央売上税：販売時の中央売上税と相殺できない

なお、関税の中の特別追加関税は上述のとおり州付加価値税の見合いとして設定されている関税である。このため、特別追加関税は、同一物品に関する州付加価値税を支払い後は、還付として関税の返還を受けることが可能である。

③ サービス税

サービス税は中央政府が課す税金であるため、州を超えるか否かに関係なく、販売時に受け取った税金から購入時に支払った税金を控除することが可能である。また一定の条件のもとサービス税と物品税も双方で相殺して税金を納税することが可能である。

今後の動向

現在の憲法下では、間接税は中央政府および地方政府の双方が設定することが可能であり、このためこのような多くの間接税が存在し、また州、地域によって適用される間接税が異なる状況となっている。このような税体系がインド経済の発展の阻害要因となっていることはインド政府も把握しており、現在、インド政府は物品・サービス税（GST: Goods and Services Tax）の導入を進めている。ただし、GSTの導入には憲法改正が必要となっており、現時点では上院において憲法改正案の審議が行われている。